

## 第823回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成23年12月20日（火）午後2時30分から  
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第822回教育委員会会議録の承認について
- 4 第823回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告（一般事務報告）
  - (1) 東日本大震災について
  - (2) 東日本大震災にかかる子どもの教育と健康に関する請願への対応について（総務課）
  - (3) 平成25年度宮城県立中学校入学者選抜方針について（高校教育課）
- 6 専決処分報告
  - (1) 第334回宮城県議会議案に対する意見について（総務課）
- 7 議 事
  - 第1号議案 教育功績者表彰について（総務課）
  - 第2号議案 職員の人事について（教職員課）
- 8 課長報告等
  - (1) 平成24年度宮城県公立学校教員採用予定者情報交換会について（教職員課）
  - (2) 平成24年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数及び平成25年度宮城県立中学校入学者選抜日程について（高校教育課）
  - (3) 平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜日程について（高校教育課）
  - (4) 宮城県総合運動公園総合体育館ネーミングライツ契約の更新について（スポーツ健康課）
  - (5) 学校給食用米穀の不正流用に関する報道について（スポーツ健康課）
- 9 資 料（配付のみ）
  - (1) 平成24年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について（高校教育課）
  - (2) 宮城県美術館特別展「クレーとカンディンスキーの時代」について（生涯学習課）
  - (3) 平成25年度宮城県・仙台市公立学校教員募集案内について（教職員課）
  - (4) 教育・福祉複合施設の愛称募集について（教職員課）
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

## 第823回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成23年12月20日(火) 午後2時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 勅使瓦委員長, 佐々木委員, 庄子委員, 佐竹委員, 青木委員, 小林教育長

### 4 説明のため出席した者

大内理事兼学校運営管理監, 伊東教育次長, 高橋教育次長, 吉田参事兼総務課長, 鈴木教育企画室長, 菅原福利課長, 寺島教職員課長, 熊野義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長, 氏家高校教育課長, 雫石施設整備課長, 山内スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長, 後藤文化財保護課長外

- 5 開 会 午後2時30分

### 6 第822回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第823回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐竹委員及び青木委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 7 議事

第1号議案 教育功績者表彰について

第2号議案 職員の人事について

委 員 長 議事の各議案については, 非開示情報が含まれていることから, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議等については, 秘密会とする。

なお, 秘密会とする議案のうち第2号議案については, 本日速やかに事務処理する必要があることから, 先に第2号議案を審議することとし, 残る第1号議案は, 次回教育委員会の開催日程決定後に行うこととしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告(秘密会以外)

### (1) 東日本大震災について

(説明者: 教育長)

東日本大震災について, 被害状況とこれまでの対応等について, 御報告申し上げます。

資料は, 1ページから9ページとなる。今回の資料については, 前回の委員会において示した資料から, 今年度当初の学校行事日程の変更の状況等, 既に対応が終了している事項等は削除した上で, 市町村立小中学校の仮設校舎への移転の状況について新たに加える等の見直しを行っている。

資料の1ページを御覧願いたい。「第1 被害概要について」の「(1) 人的被害」であるが, 12月5日現在で公立学校・幼稚園の幼児・児童・生徒の死亡者が320人, 安否不明が42人となっている。また, 教職員の死亡者は19人である。「(2) 施設被害」については, 記載のとおりである。

なお, 前回の資料に記載していた県立学校等への避難状況については, 本年10月, 県立学校等に設置

されていた避難所が閉鎖されたことから、項目を削除している。

次に、2ページを御覧願いたい。「第2 学校について」である。今回の資料から、大項目を「1 被災した生徒への経済的な支援等」、「2 児童・生徒の心のケア等」、「3 学校・教員への支援等」、そして「4 施設の復旧状況等」に分類し、それぞれ対応状況をまとめている。

「1 被災した生徒への経済的な支援等」の「(4) 震災遺児・孤児に対する支援」について、震災により遺児・孤児となった児童生徒等に対して、東日本大震災みやぎこども育英基金を活用し、その修学を支援する奨学金を給付する予定としている。本件については、後ほどの専決処分報告でも触れるが、現在開会中の県議会において関連予算が審議されている。

5ページを御覧願いたい。「3 学校・教員への支援等」の「(7) 被災した教職員に対するメンタルケア等」の「ニ 健康調査」であるが、全教職員を対象に、11月30日から12月6日までの間、健康調査を実施した。

次に「4 施設の復旧状況等」の「(1) 公立高等学校」の「ロ 国災害査定の実施状況」であるが、12月2日現在で、国災害復旧事業として復旧工事の実施を見込む78校のうち65校の災害査定が終了している。「(2) 市町村立小中学校」の「イ 仮設校舎への移転の状況」及び「ロ 他校施設等間借りの状況」については、記載のとおりである。「ハ 国災害査定の実施状況」であるが、12月2日現在で、国災害復旧事業として復旧工事の実施を見込む568校のうち268校の災害査定が終了している。次に、「(3) 校庭等が仮設住宅用地等として利用されている学校」であるが、「イ 県立学校」については、志津川高校外4校が、「ロ 市町村立学校等」については、記載のとおり31校の校庭等が、仮設住宅用地等として利用されている。

「第3 学校以外の教育関係施設等について」の「1 復旧状況等」であるが、「(1) 社会教育施設」の「イ 県立施設」の「(ロ) 国災害査定の実施状況」については、11月24日現在で、国災害復旧事業として復旧工事の実施を見込む9施設のうち2施設の災害査定が終了している。また、「ロ 市町村立施設」の「国災害査定の実施状況等」であるが、同様に237施設のうち49施設の災害査定が終了している。「(2) 社会体育施設」であるが、「イ 県立施設」の「(ロ) 国災害査定の実施状況」についても、11月24日現在で、5施設のうち1施設の災害査定が終了している。「ロ 市町村立施設」の「国災害査定の実施状況」であるが、同様に119施設のうち38施設の災害査定が終了している。

最後に、「第4 他都道府県からの支援、文部科学省への要望等について」の「3 国補正予算の動向等」であるが、11月21日に成立した国の平成23年度第三次補正予算により、国に要望していた文教施設の復旧に当たっての地方負担分に対する財政支援について、新たに「震災復興特別交付税」が制度化される等の措置があった。

以上、現時点での状況を御報告する。今後も教育環境の早期正常化に向けて、全力で取り組んでまいることとしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員

2ページの4番目の項目に孤児が126人と記載されている。その孤児となった子ども達の生活に対する支援については、どのように考えているか。これは教育委員会の所管外であるのかもしれないが、学校教育に関する支援だけではなく、生活支援も必要と思う。教育委員会として、どのような対応を考えているのか説明頂きたい。

教 育 長

用語の定義として、両親を亡くした場合は孤児、片親を亡くした場合は遺児との使い分けをしている。その子ども達に対する広い意味での生活支援であるが、これは福祉的な対応となるため、県の組織としては保健福祉部で必要な施策を講じている。基本的には、国の制度として手厚い措置が講じられるが、今回、全国の様々な団体や個人から寄せられた震災遺児・孤児に対する寄付金を原資として、教育委員会では奨学金を支給することとしている。また、未就学児に対しては、同じ寄付金を原資として、保健福祉部で支援することとなる。

教育委員会所管の奨学金については、小学生以上の児童・生徒から大学生までを対象

とし、その子ども達が自分の意思に即した進路希望が達成できるよう経済的に支援することとして、月額の奨学金と小・中・高校の各学校卒業時に一時金を支給する。今回の議会で必要な予算が可決され次第、手続き等を開始できるよう準備している。

佐竹委員

前回の定例会でも触れたが、教職員及び児童・生徒に対するメンタルケアに関し、お願いがある。資料5ページにカウンセラーの派遣実績が記載されており、各方面から延べ267人の協力を頂いている。震災発生時と同じ季節を迎え、年末のテレビ報道で震災の特別番組等が放映され、周辺に震災時と同じような状況があると、メンタル的なフラッシュバックを引き起こす可能性が高く、子ども達も先生方もメンタル的に非常に不安定になるとの統計も出ている。私も先週の金曜日にうっすらと雪が積もった際、ふとした瞬間であるが、自分が見た恐ろしい当時の状況が、頭の中に断片的に浮かんできた。これが本当のフラッシュバックだと感じた。特に、高校生等の思春期を迎える子ども達は、表面的には元気に見えていても、心のどこかで抱えている想いがこみ上げてくる場合がある。そのような実態に先生方のケアが必ずしも行き届かない現実もあることから、子ども達のメンタル面を十分にケアできるような対応をお願いしたい。

教育長

子ども達の心のケアも重要であるが、教職員のメンタルヘルスケアも極めて重要であると認識しており、これまで先生方の相談にも対応できる体制を整えてきた。先ほども説明したが、11月末から約1週間、県内の教職員2万人を対象としたアンケート調査を実施したところであり、現在、その集計及び分析を行っている。その結果を踏まえ、必要な対策等について検討し、今年度中にはその方向性等を示せるものと考えている。

委員長

メンタルケアについて、小・中学校の対応は確認できていない部分もあるが、高校に派遣しているカウンセラーに対する相談件数は、相当増加していると聞いている。そこで心配なのは、相談件数よりも相談の内容がどのようなものかである。カウンセラーは、時間的な制約がある中で相談に応じており、先生方よりも生徒の相談に対し優先的に対応している状況にある。教職員のカウンセラーへの相談が、十分に進んでいないケースもあると思う。派遣人数や相談件数よりも相談内容を確認することが重要であるとともに、併せて、相談体制の十分でない学校へのカウンセラーの派遣等について、フォローする必要があると思う。

高校教育課長

被災した学校に対しては、緊急派遣等により優先的にカウンセラーを派遣している。第1期として4月から9月、第2期分として9月から3月までの間、派遣する体制を組んでおり、カウンセラーが多く配置されている学校の相談件数は上昇傾向にある。また、夏休み期間中の7月から8月は相談件数が減少した。

それらを踏まえ、教職員に対しては、生徒達と同様に相談できるような体制を整え、スクールカウンセラーの有効活用を促していきたい。震災により増加した業務等により、被災した学校ではその業務に追われており、休暇等が十分に取得できていない等の意見も寄せられている。その辺も十分に踏まえながらセルフコントロールができるよう配慮したい。

庄子委員

先生方は、ギリギリの状態勤務していることと思われるが、日曜日等の勤務が必要でない日に休める状況になっているのか確認したい。実態として、日曜日等にも出勤して仕事に当たっているのか、震災発生以降はそのような体制であっても現在は緩和されてきているものか。来週から年末年始の休暇となるが、しっかりと静養していただき、心と身体の休養を取って頂きたいと思う。

教職員課長

教職員の休暇及び休養については、庄子委員御指摘のとおりと認識しており、この年末年始で心と身体を休めて頂きたい。各学校に対しては、会議や文書による周知等を行っており、各教職員に対して十分な休養を取るよう促している。教職員の加配、教職員以外の支援員等の措置も講じており、教職員に係る負担をなるべく軽減できるような体制を作っていきたいと考えている。

佐竹委員 各学校では、仮設校舎での授業や分散化の解消による引越作業、備品類の整備等、震災により業務量が増加して困っている教職員が多数いると聞いている。そのような方々からの意見の聴取はどのように行っているか。市町村の教育委員会を通して報告されるのか、それとも県教育委員会に直接届くものか。

教育長 昨年の12月に学校現場における様々な問題の解決を促進するため、学校運営支援チームを結成し、既存のマンパワーの中でそのような体制を整えた。また、本年7月から支援チームで実際に動いていくべき職員を配置したので、各県立学校に出向き、教職員から直接意見を聴取している。一方、小・中学校については、学校現場に足を運ぶことは、それほど頻繁にはできない状況にある。まずは、全県立学校の教職員から意見を聴取し、その意見を分析した上で、次のステップに進めていきたい。

佐々木委員 今回の震災の復旧・復興はこれから本格化するものと思われるが、今後の震災等に備えた各学校の避難所機能について、施設整備の面、食料・飲料水等の備蓄等、現在はその機能が回復しているのか。

教育長 御指摘の問題については、ハード・ソフトの両面があるが、その両方を一挙に整備することは難しいが、今回の震災で被害を受けた学校の復旧は順次進めている。国の支援制度もできたことから、備蓄庫等の整備も進めていきたい。また、県立学校の備蓄品については、8月補正予算で経費を措置しており、必要最低限の食料や毛布等を準備することとしている。今後、今回の震災を踏まえた学校の地域防災拠点機能の整備について、どのような方針で進めるべきか、現在検討している状況であり、その方向性が出た時点で、県全体としてハード面の整備を進めていく。また、ソフト面においては、来年度以降、防災主任を配置し、児童・生徒に対する防災教育、教職員に対する研修、防災訓練における地域との連携のコーディネート等の機能を強化する体制を整備していきたい。

佐竹委員 その防災主任について、ある学校では既存の先生方の中から指定し、その方を中心に学校の防災教育や危機管理の業務を担うこととなると聞いている。例えば、震災からの復興に向けて新たな一步を踏み出そうとしている先生方の中には、家族が被災している場合もあり、そのケースでは、学校と家庭のこと、その全てを抱えながら業務に取り組んでおり、精神的に限界の状況で勤務していると思う。現在の学校の体制は、教職員が加配されていたとしても、十分であると言い難い部分があるのではないか。

教育長 そのような状況の中で、さらに新たな業務を担わせ、業務負担を増加してしまうことには疑問を感じる。教職員の業務量が現在どのようになっているか把握する必要がある。過重な負担となっている場合には何らかの対処が必要と思われる。さらに、震災に関係する業務が増加している中で、既存の業務の簡素化を図ることも、教職員の負担軽減に繋がると思う。特に、被災した学校の教職員に対しては、精神的に追い詰められる前に、特別の配慮が必要であると思う。

教育長 佐竹委員御指摘の通りと認識している。災害対応については、宮城県沖地震を想定し、従来から各種の取組を実施してきたところであるが、今回の震災は従来の想定を遙かに超えた大災害となったことから、残念ながら多数の犠牲を出してしまったと感じている。今回の事態を教訓として、そのような体制を整えていく必要があり、学校現場においても、新たな仕事をお願いすることはやむを得ないと考えている。ただし、実際に体制を整備しても新たな仕事を進められない状況がある場合には、既存業務のスクラップも必要であると考えている。また、防災主任を順次配置していくが、拠点校に配置する防災主任については、専任で配置できるよう、職員の加配等も文科省に強く要求していきたい。

## (2) 東日本大震災にかかる子どもの教育と健康に関する請願への対応について

(説明者：教育長)

本年11月1日付けで、民主教育をすすめる宮城の会から「東日本大震災にかかる子どもの教育と健康に関する請願」が提出されたことから、その内容及び取扱いについて、御報告申し上げる。

資料は、10ページとなる。請願の趣旨については、東日本大震災以来8ヶ月目を迎え、復旧・復興へと進む中で生じている諸問題や、福島原発事故により多くの保護者や子ども達に大きな不安が生じていることについて、対策を求めるものとなっている。

請願項目は、大綱4点で、「1. 通学にかかる問題」、「2. 施設・整備の問題」、「3. 福島原発事故にかかる児童・生徒の健康問題」、「4. 東日本大震災にかかる健康問題」となっている。

県教育委員会としては、東日本大震災からの一日も早い教育環境の正常化に向けた喫緊の対策を最優先に取り組んでいるところである。財政的な問題もあり、請願項目全てに対応することは大変困難であるが、県の関係部局や市町村教育委員会と連携を図りながら、今後も必要な施策に取り組んでまいりたいと考えている。

なお、請願項目毎の具体的な対応方針については、この後、関係課長から項目順に御説明申し上げます。

請願者に対しては、これらの対応方針を取りまとめて文書回答することとしている。

(説明者：高校教育課長)

請願項目1及び2の①について、高校教育課より御説明申し上げます。

「1. 通学にかかる問題について」のうち「① 住居が避難所から仮設への移転にともない、通学にかかる負担が重くなっている児童・生徒に対する支援を充実すること。」であるが、高校生の通学に係る負担の軽減については、仮設校舎及び仮設住宅が遠隔地に設置されたことにより増嵩する通学費に対する国庫補助制度の創設について、国に対し要望しており、加えて、生徒の通学に支障が生じることのないよう、JRやバス事業者等に対し、通学のために使用可能な便の運行を要請しているところである。また、被災した生徒に対しては、月額2万円の新たな奨学金制度を活用することが可能であり、この奨学金により経済的支援を行っている。小・中学校被災児童生徒に係る通学費については、国の平成23年度第一次補正予算で創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」により、保護者負担分の経費の支援が行われている。さらに、国の第三次補正予算において、平成24年度以降3ヶ年の支援を延長するための経費が措置されている。

なお、保護者負担とされていない経費については、これまで国に対し要望を続けてきた成果もあり、「へき地児童生徒援助費等補助金」において国の支援が行われることとなっている。

「② 遠距離通学を余儀なくされている高校生に対し、仮設の寄宿舎などを設置すること。」であるが、転居等により通学が困難となった生徒に対しては、弾力的な転学で対応しており、新たな寄宿舎の設置は考えていない。

「③ 被災した学校ではスクールバスが運行されていますが、学校が再建されるまで継続すること。」であるが、高校のスクールバス運行については、被災により校舎移転を余儀なくされた気仙沼向洋高校、志津川高校、水産高校及び農業高校に対して、移転先の高校までの経路についてバスを借り上げ、通学手段を確保してきたが、いずれの高校も仮設校舎への移転が終了したことから、通学バスの運行を終了している。

なお、通学バスの運行終了後の対策として、これまでJRやバス事業者等に対して新規路線の開設や増便を要請し、通学手段を確保してきたところである。今後も、適宜関係機関に対し通学に必要なバス路線の増便等について要請しながら、生徒の通学に支障が出ることのないよう努めてまいっている。また、小中学校については、児童生徒の通学手段確保のため、設置者である市町村教育委員会において、各学校や地域の実情に応じたスクールバスの運行が行われるものと認識している。

「2. 施設・整備について」のうち「① 被災校におけるカーテンや暖房をきちんと確保すること。」であるが、被災校におけるカーテン等の確保については、避難所となった高校において、被災者への応急的な対応としてカーテンを毛布代わりに活用した例があり、これらの高校におけるカーテンの購入等に係る費用について、予算措置を行っている。また、暖房器具が破損した高校の暖房器具の修繕等に要する費用

についても、予算措置を行っている。

**(説明者：施設整備課長)**

請願項目2の②から④について、施設整備課より御説明申し上げます。

「② 仮設校舎を使用するに当たっては、シックハウスに十分に気をつけること。」について、仮設校舎の建設に当たっては、環境生活部が定めた「県有施設のシックハウス対策マニュアル」及び教育庁が定めている「学校施設におけるシックハウス症候群発症防止指針」の措置に加えて、仕上げ材料には揮発性有機化合物等の放散が少ないものを選定し、下地材は軽量鉄骨にする等、木材の使用を控えることや、施工中は、使用開始までに揮発性有機化合物の放散を促進するため、通風・換気を十分に行う等の措置を講じている。これらの対策を講じた上で、供用開始に当たっては、生徒の体調を適宜把握していくことや、学校として自然換気を徹底した上で、更に定期的に強制換気扇を作動させること等の対応を徹底することとしている。

「③ 児童・生徒が遊び、運動する体育館及び校庭を整備すること。」及び「④ 間借り生活をしている小・中学校の仮設校舎建設を速やかに進めるよう市町村教育委員会を支援すること。」であるが、今回の震災では、屋内運動場が被災し使用不可能となった場合等で近隣に代替施設が確保出来ない等、一定の条件の下、教育上支障がある場合には、仮体育・集会室が仮設として認められる。校庭については、災害により被災を受けた場合は、災害復旧として被災箇所を復旧することは認められるが、現行制度では仮設の対応は認められていない。また、仮設校舎の建設については、被災した学校施設の復旧と併せて、学校の設置者である市町村がその必要性も含めて判断し、建設をすることとなる。現在、災害復旧事業等の事務支援として、個別の市町村を訪問し、資料作成等の助言等を適宜実施しているが、今後も情報提供を行うとともに、市町村教育委員会からの相談等に対応してまいる。

**(説明者：スポーツ健康課長)**

請願項目3について、スポーツ健康課より御説明申し上げます。

「3. 福島原発事故にかかる児童・生徒の健康問題について」のうち「① すべての小・中・高校に測定器を配布し、放射能測定をきめ細かく実施の上、汚染マップを県民に公開すること。」であるが、県では、6月末までに全ての市町村に測定器を配付し、学校等の空間放射線量率の測定ができる体制となったことから、市町村の協力のもと、6月から8月にかけて県内全ての小・中・高等学校、幼稚園及び保育所等、1,622箇所の校庭・園庭等の空間放射線量率の測定を実施し、随時県のホームページで公表してきたところである。さらに、9月28日には、一層わかりやすい情報の発信を行うために、放射線・放射能のポータル情報サイト「放射能情報サイトみやぎ」を開設した。今後も、学校等の放射線量率について、市町村の協力のもとに測定を実施し、「放射能情報サイトみやぎ」に掲載してまいる。

「② 年間積算線量が1ミリシーベルトを超える地域で生活する0歳から18歳まですべての子どもたちの健康調査を実施すること。また、除染のマニュアルを策定し、ミニホットスポットなどの除染を進めること」であるが、県では、福島第一原子力発電所事故に伴い拡散した放射性物質が県民の健康に与える影響や、本県における今後の対応策について、学識経験者の意見を聴取するため「宮城県健康影響に関する有識者会議」を設置し、検討を行っている。県教育委員会としては、検討結果により、県の関係部署と連携を密にし、可能な対応をとってまいる。除染マニュアルに関しては、原子力災害対策本部が公表した「市町村による除染実施ガイドライン」等を市町村に情報提供しており、今後とも国等から出される情報を随時提供してまいる。また、除染の対策については、放射性物質汚染対処特措法が8月30日に公布され、1月1日から全面施行されることになっており、同法では、追加被ばく線量年間1mSv以上となる地域を汚染状況重点調査地域として指定し、国の財政的支援のもと、除染の対策を実施することとなっている。県では、今後国が示す汚染状況重点調査地域に指定された市町村が策定する除染実施計画に連携して除染に取り組んでまいる。

「③ 内部被ばくを抑えるため給食の食材の放射能検査を進めるよう市町村に対し、支援を行うこと。」であるが、一般の食品に関して、国の制度として放射能検査が行われている中で、学校給食の放射能検査の実施については、学校の設置者が判断するべきものと考えているが、検査に当たっては、食材の使用基準値の設定、食材を廃棄した場合の費用負担、このことにより献立が成立しない場合の対応等、様々な課

題がある。県教育委員会としては、国の第3次補正予算の成立により、検査機器の配備に対する財政支援がなされたことから、この制度を活用し、所要の体制整備を図ることも視野に入れて、これらの課題にどのように対応していくか、市町村教育委員会とともに検討していきたいと考えている。

(説明者：義務教育課長)

請願項目4の①について、義務教育課より御説明申し上げます。

「4. 東日本大震災にかかる健康問題について」のうち「① 小・中・高校全校に同一のスクールカウンセラーを毎日配置できるよう、カウンセラーを常勤化すること。」について、本県の公立学校は、小・中・高等学校及び特別支援学校を合わせ772校であるが、スクールカウンセラーを全ての学校に配置することは人員の面からも困難である。一方、震災後は、子ども達の心のケアに早急に対応することが必要であることから、全国臨床心理士会の協力を得て、緊急派遣としてスクールカウンセラーを配置してきた。

なお、その数は12月2日現在で、公立小・中学校については、県内から延べ240名、県外から延べ1,357名となっている。高等学校についても、要望のあった12校にそれぞれ同一のスクールカウンセラーを配置してきた。今後とも、市町村教育委員会や高等学校の要請を受け、必要な学校には、全ての学校に配置できるよう努力していく。

(説明者：スポーツ健康課長)

請願項目4の②について、スポーツ健康課より御説明申し上げます。

「② がれき処理が行われている地域では、保育所・幼稚園・小・中・高校・支援学校などでアスベストなどの有害な廃棄物粉塵に対する検査を徹底すること。」について、県では、環境省と連携し、津波被害が甚大だった県内沿岸部の14市町の延べ78地点において、大気環境中のアスベストモニタリング調査を実施しており、その調査結果については、全ての地点で通常の大気環境と同様となっている。学校の環境衛生については、「学校環境衛生管理マニュアル」に基づき、各学校で学校薬剤師等の協力により環境検査を実施している。

なお、必要に応じて市町村とも連携しながら、専門的外部機関等を活用し、安全な環境確保に努めてまいる。

請願者に対しては、以上のような趣旨で回答したいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員

項目3の②の「年間積算線量が1ミリシーベルトを超える地域で生活する0歳から18歳まですべての子どもたちの健康調査を実施すること。」について、この線量に限定することなく、全県下の全ての子どもの健康調査を実施すべきと思う。毎年、定期健康診断は実施していると思われるが、震災対応に係る特別の調査として、全県的に実施することを再検討してほしい。調査結果は、何の問題もなく平常通りとなるかもしれないし、そういった結果であってほしいと願っている。その調査を実施してこそ、県民の安心した生活を取り戻すことができると考える。県民の不安な想いに対し、安全・安心との表現及び説明だけでは不十分であり、明確な根拠を基として説明すべきである。是非、全県的な健康調査を実施してほしい。これは要望とする。

佐竹委員

項目2の③「児童・生徒が遊び、運動する体育館及び校庭を整備すること。」について、校庭に仮設住宅が建設されている学校では、体育の授業や部活動の際に、十分に活動できる環境がなく、近隣の施設等を利用して活動していると聞いている。中学校や高校では部活動が活発になり、自分達の立ち直る糧として、部活動にも一生懸命に取り組んでいる子ども達もいると思う。その子ども達が、部活動にも集中して活動できる環境を整えて欲しい。生徒に我慢させるだけでなく、施設のケアや近隣団体からの協力を得る等の配慮に努めて頂き、対処できる部分があれば、その改善等に取り組んでほしい。

施設整備課長

被災した小・中学校の施設面については、市町村教育委員会が子ども達のため努力しているが、沿岸部では地域全体が移転する場合もあり、住居も学校も運動施設もなくなっている状況にある。教育委員会及び学校では、室内で実施できる体育授業への切り替



えや、学校の近隣にある空き地を利用する等、各学校で工夫しながら活動している状況にある。県としては、それらの施設を確保するための補助要件の緩和や補助率の嵩上げ等を国に要望し、前向きな回答を頂いており、そのような要望や意見については、可能な範囲で対応していきたいと考えている。また、仮設校舎等で授業を再開している学校等においては、そのような対応が難しい場合もあることから、そのような学校については、ソフト面でカバーできないか、関係者で検討している状況にある。

庄子委員 施設整備に係るソフト面の提案について、具体的にどのようなことを期待しているのか。

施設整備課長 施設整備に関しては、一定の場所がなければ建設できないため、その再生に向かって、地域全体で候補地の検討等を行っている。一方、被災した校舎の再建について、新たな校舎を校庭に建設している学校が10数校ある。そのような学校では、校舎は再建するが、運動する場所が制約される問題が残る。また、校舎及び校庭は十分であるものの、校庭等に地域住民の仮設住宅が建設されたことにより、校庭の使用に支障を来している学校もある。そのような現状を踏まえ、当面の間は、ソフト面で工夫する必要があることから、体育の授業を屋外から屋内で実施できる内容に変更する、あるいは、学校敷地外を利用するマラソン等に変更する等のソフト面での工夫が必要となる。また、屋外の運動場の確保について、今後、地域の方々と一緒に検討していく必要もある。先ほどの回答した内容は、各学校が工夫しながら取り組んでいる一般論との主旨でお答えしたものである。

佐竹委員 仮設校舎で授業を再開している学校では、現状における問題や課題に関する要求も見えてくるものと思われる。学校や子ども達の意見・要求を把握して頂き、対応できる部分は早急に改善するよう検討してほしい。

委員長 報道等でも報じられているが、放射能による内部被爆の問題について、国の第3次補正予算により学校給食の食材の検査機器の購入が進んでいるが、全般的な印象として、宮城県は、その問題に関し消極的であると感じている。政府の見解では、放射能による健康への影響に関し、ただちに健康被害が出るものではないと公表されているが、放射能は目に見えないものであり、その影響は、10年後、20年後に発生することが懸念される。宮城県内では、仙南地域の丸森町の放射線量が高く、特に線量の高い2つの地区だけを対象として健康調査を実施した。その2地区だけの調査実施で良いものか疑問が残る。とても心配である。先ほどの佐々木委員の発言にもあったが、県全体を対象とした健康調査を実施する等、県の前向きな判断が必要ではないか。これからの宮城を支えていく子ども達のため、国に対しても果敢に要求していくべきと考える。予算の問題もあることから難しい判断となるが、国の方向性や指針待ちではなく、今後の宮城県のため、そして県民の不安の解消のため、県の前向きな方針を明確に打ち出してほしい。

教育長 学校の児童・生徒に限定した問題であれば、教育委員会で特別の対応として取り組むべきと考える。学校給食の問題は教育委員会として放射能の検査機器の導入を考えているが、県全体の食品の検査や県民の健康調査、あるいは土壌の検査については、県全体の対応となることから、教育委員会独自の方針策定や取り組みは難しい面がある。また、県全体の問題は、環境生活部が中心となって全体の方針を様々な角度から検討しているところであり、これまでの流れを見ていると、県民の皆さまの視点では遅くれているとの意見もあるとは思いますが、着実に進んでいると捉えている。これからさらに他県の動向や県民の意見も踏まえた取り組みが進むものと認識している。

(休憩)

委員長 ここで休憩とする。

残余の案件に関する再開時刻は、午後3時20分頃とする。

### (3) 平成25年度宮城県立中学校入学者選抜方針について

(説明者：教育長)

平成25年度宮城県立中学校入学者選抜方針について、御説明申し上げます。

資料は、11ページとなる。この選抜方針は、志願する児童が小学6年生に進級する前に、その児童と保護者が、対象となる入学者選抜に関する情報を把握し、十分な対応ができるよう配慮するため、例年この時期に決定しているものである。平成25年度の入学者選抜においても、中学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うこととしている。「1 基本原則」については、資料に記載のとおり3項目にまとめている。「2 選抜方法」であるが、平成24年度入学者選抜と同様に、調査書、志願理由書及び適性検査の結果を基に、志願者を総合的に判断し、選抜することとしている。

なお、適性検査については、「(2) 適性検査」の「ア」に記載のとおり、総合問題、作文及び面接を実施することとしている。全体として前年度と同様の方針により実施するものである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) | (質疑なし)

## 10 専決処分報告

### (1) 第334回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第334回宮城県議会議案に対する意見について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから7ページまでとなる。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年11月25日付けで当初提出分について、また、12月9日付けで追加提出分について、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、それぞれ11月25日及び12月12日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

予算議案についてであるが、資料4ページの「第334回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、当初提出分として353,783千円、追加提出分として98,383千円を計上している。「2 補正内容」であるが、その主な内容としては、東日本大震災みやぎこども育英基金を原資とし、大震災により保護者を亡くした児童・生徒等に対し、育英奨学資金を給付するための経費として264,507千円を計上したほか、被災した文化財の再生支援及び修理修復に対する補助に要する経費として45,840千円を、さらに大震災への対応業務の増加等により不足となる時間外勤務手当等の経費として、46,514千円を計上している。その外、国の第三次補正予算の成立に伴い、被災地等における児童生徒の放課後や長期休業期間等の学習支援等を推進するための事業を市町村に委託する経費として71,649千円を計上している。また、債務負担行為については、4ページ下段に記載のとおり、視覚支援学校の暖房設備改修工事の外、県総合運動公園等の5施設の指定管理者への指定管理料等について、それぞれ必要な期間及び限度額を措置するものである。

次に、予算外議案の概要については、5ページ以降に記載しているが、議第262号議案は、東日本大震災により被害を受けた者に係る県立学校の入学金等の免除期間を延長するため、県立学校条例について所要の改正を行おうとするものであり、関連する規則等についても今後改正する予定である。議第279号議案ないし議第283号議案は、県総合運動公園等の社会体育施設の指定管理者を指定することについて、議第295号議案及び議第296号議案は、古川黎明高等学校及び古川黎明中学校校舎等改築工事の請負契約の締結について、それぞれ地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするもの、議第297号議案は、平成21年7月7日議第111号議案をもって議決された教育・福祉複合施設整備事業に係る変更契約の締結について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) | (質疑なし)

## 1 1 課長報告等

### (1) 平成24年度宮城県公立学校教員採用予定者情報交換会について

(説明者：教職員課長)

平成24年1月15日に実施する平成24年度宮城県公立学校教員採用予定者情報交換会の概要について、御報告申し上げます。

資料は、1ページとなる。この情報交換会は、本年度で2回目となる。趣旨は、次年度の新規採用予定者に対して、教員としての自覚と心構えを持たせるとともに、情報交換を通して教職に対する魅力を高めるために実施するものである。来年度の採用予定者は、平成24年4月から初任者研修等が始まるが、現段階から採用までの過ごし方や採用後の勤務、教員としての心構え、サービスの在り方等について理解を深めることで、4月には教員としての誇りを持って教壇に立つことを期待するものである。情報交換会は、1月15日(日)午後1時から、県庁の2階講堂で宮城県採用予定者423名を対象に行う。参加は任意としているが、本日現在の出席予定者は326名となっている。なお、教員採用選考を共同で実施している仙台市については、仙台市教育委員会の主催により、同様の情報交換会が開かれる予定となっている。当日は、全体会と分科会の構成としており、全体会については、教育委員会の関係各課室長が、新任教員及び教育公務員としての心構えを話すこととしている。その後、校種に分かれての分科会では、先輩教員からのメッセージ及びその先輩教員との情報交換を予定している。先輩教員からのメッセージについては、現職の教諭及び養護教諭と栄養教諭から、経験談と希望あふれる内容のメッセージをいただくこととしている。

なお、欠席者に対しては、資料を教職員課のホームページに掲載することで対応することとしている。本件については、以上のおりである。

( 質 疑 )

- |               |  |
|---------------|--|
| 青 木 委 員       | 民間企業では、新入社員に対し、オリエンテーリングを実施した後、社内研修等を実施しているが、そのような研修等の実施予定はあるか。  |
| 教職員課小中学校人事専門監 | 今回の情報交換会は、教員としての心構えを高めることを目的に実施するものであり、4月の入庁以降に初任者研修等を予定している。  |
| 青 木 委 員       | 入庁後に研修がないのであれば、今回実施する情報交換会への出席を必須とすべきではないかとの趣旨から質問した。4月以降に研修の予定があれば、今回は任意でも構わないものとする。  |
| 教職員課小中学校人事専門監 | 4月以降は各現場、各教育事務所、各地区で研修等を実施することとしている。   |
| 教 育 長         | 新任教員については、法律に基づく初任者研修を実施することとしており、本県では2年間に渡り実施することとしている。今回の情報交換会は、採用前に心の準備をして頂くことを目的に任意参加として実施するものである。   |
| 委 員 長         | この情報交換会は、今年度の新規採用職員にも実施していると思う。先ほどの青木委員の発言にもあったが、民間企業で行っている入社前の研修と同様の趣旨で実施するものと思われるが、公務員の場合は、4月1日の採用となることから、それ以前の職員ではない者に対しては、このような形態を取らざるを得ないものと認識している。 |
| 教職員課小中学校人事専門監 | 採用予定者は、他県の現職や講師の方もいるため、そのような時間を取ることが難しい場合もある。  |
| 佐 竹 委 員       | このような取組は素晴らしいことと思う。今回の取組により、教職員の不祥事が少しでも解消されることを願うとともに、次の世代の方々に教育委員会事務局の思いが伝わるものと確信した。このような取組は、今後も継続してほしい。   |

### (2) 平成24年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数及び平成25年度宮城県立中学校入学者選抜日程について

(説明者：高校教育課長)

平成24年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数及び平成25年度宮城県立中学校選抜日程について、

御説明申し上げます。

資料は、2ページから3ページとなる。平成24年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数について、宮城県仙台二華中学校及び宮城県古川黎明中学校の平成24年度入学者選抜の出願が、12月9日午後3時に締め切られ出願者数がまとまった。まず、「1 募集定員」であるが、2校とも男女合わせて80人である。次に、「2 出願者数」については、仙台二華中学校が612人で、出願倍率は7.65倍であり、昨年度と比べ2.38ポイント減少した。また、古川黎明中学校は248人で、出願倍率は3.10倍であり、昨年度と比べ0.25ポイント上昇している。男女の内訳は、記載のとおりである。「4 適性検査」については、来年1月7日（土）に実施し、選抜結果の通知は1月13日（金）に郵送する予定である。

3ページを御覧願いたい。平成25年度宮城県立中学校入学者選抜日程については、公立高等学校の前期選抜や大学入試センター試験、私立中学校の入試日程等の諸条件及び土曜日に実施すること等を勘案した結果、平成25年度宮城県立中学校入学者選抜適性検査の実施日については、平成25年1月12日（土）とすることに決定した。実施日の決定に伴い、県外からの出願承認願の受付日程、入学願書・調査書等の受付日程、選抜結果通知書の発送の日程についても、それぞれ資料のとおり決定している。

本件については、以上のとおりである。

（ 質 疑 ）

委員 長	今年の二華中学校の出願倍率が下がっているが、その要因は、今回の震災の影響により、被災地域からの出願が減少したことによるものか。
高校教育課 長	出願者の詳細な分析は行っていないが、その要因は、震災の影響が皆無であるとは考えにくい。初回の前々年の倍率は約1.5倍、前年は約1.0倍となっており、年を重ねる毎に倍率が沈静化しており、二華中学校の受験に関しては、保護者及び生徒の進路選択が落ち着いてきたものと推測する。

### （3）平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜日程について

（説明者：高校教育課長）

平成25年度宮城県立高等学校入学者選抜日程について、御説明申し上げます。

資料の4ページを御覧願いたい。現在の中学校2年生が対象となる入試については、新しい入試制度の準備を円滑に進める必要があることから、例年と比べて1年前倒しをして昨年の教育委員会において選抜方針を決定していることから、今回は日程についてのみの報告となる。選抜日程については、8月に開催した第1回入学者選抜審議会に諮問し、11月17日に開催した第2回の審議会において答申をいただいたところである。平成25年度入試からは、これまでの推薦入試、一般入試、第二次募集の形式を改め、前期選抜、後期選抜、第二次募集の形式としているが、前期選抜及び連携型入試については、予備調査、出願期間、合格発表日までの期間等を総合的に勘案し、実施日を2月1日、合格発表日を2月12日としている。後期選抜については、第二次募集の実施日を考慮するとともに、高校及び中学校の授業等への影響をできるだけ少なくするという考え方にに基づき、実施日を3月7日、合格発表日を3月13日としている。

本件については、以上のとおりである。

（ 質 疑 ） （質疑なし）

### （4）宮城県総合運動公園総合体育館ネーミングライツ契約の更新について

（説明者：スポーツ健康課長）

宮城県総合運動公園総合体育館ネーミングライツ契約の更新について、御説明申し上げます。

資料は、5ページとなる。現契約企業であるセキスイハイム東北株式会社から9月中旬に契約を更新したい旨の通知を受け、教育委員会広告審査委員会において、企業のコンプライアンス経営、財務状況、地域貢献等の状況、名称及び契約金額等について、総合的に審査を行った結果を踏まえ、同社との契約更新を決定した。名称は、現契約と同じ「セキスイハイムスーパーアリーナ」とし、契約金額は1年間当たり1千万円、契約期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間となる。これまで多く

の方々に親しまれてきた「セキスイハイムスーパーアリーナ」の名称が、今後も引き続き使用することとなる。

なお、現在のネーミングライツ契約の内容については、資料に記載のとおりとなる。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

委 員 長	この契約料について、県の予算上では一般財源に計上されるものか。それとも、教育委員会の予算に限定した財源として、予算措置されるものか。
スポーツ健康課長	県の歳入予算としては一般財源に計上されるが、歳出予算を編制する段階ではスポーツ振興基金に積み立てされ、スポーツ振興施策を展開する上で、必要な事業に充当されることとなる。
佐々木委員	宮城球場等、県には、総合運動公園総合体育館と同様の施設があると思うが、その施設を管理する際の保守整備等は誰が行うものか。
スポーツ健康課長	宮城球場に関しては、通常の維持管理に要する費用は使用者の負担となることから、楽天球団で保守管理を行っている。ただし、今回の震災等で被災したように、主たる構造物の修繕・整備に関しては、設置者である県が負担することとなる。
佐々木委員	質問の意図としては、震災で多くの施設が被災しているものと思われるが、安全管理面を担う主体的が、県または施設管理者のどちらになるかを確認したかったものである。被災した施設においては、安全確認を十分に行った上で再開してほしい。
スポーツ健康課長	各施設の災害復旧については、現在進行中であり、強度及び安全面に配慮した上で適正に進めることとしている。

## (5) 学校給食用米穀の不正流用に関する報道について

(説明者：スポーツ健康課長)

学校給食用米穀の不正流用に関する報道について、御説明申し上げます。

資料は、6ページとなる。「1 報道の概要」であるが、精米業者「協同組合ケンベイミヤギ」が、精米を委託された学校給食用米穀「宮城県産ひとめぼれ1等米」を一般消費者用に流用し、学校給食には未検査米などを出荷していた疑いがあるとして、精米を委託していた財団法人宮城県学校給食会に対する契約を11月下旬に解除したものである。

「2 学校給食用米穀の供給体制」であるが、県学校給食会を通じて全農宮城県本部から「宮城県産ひとめぼれ1等米」が供給されている。7ページ別図の右下を御覧願いたい。学校給食会は、市町村・学校等と米を含む「(1) 学校給食物資売買契約」を締結しており、米については、全農宮城県本部との「(2) 玄米売買契約」により玄米の供給を受け、ケンベイを含む委託精米業者との「(3) 精米加工・輸送請負契約」により、委託精米業者は全農宮城の産地倉庫から玄米の輸送、精米及び精米した米の学校等への輸送を行っている。

次に、「3 経緯・関係機関等の対応」について、まず、米流通業界関係者が9月に、仙台市教育委員会に対し、ケンベイが精米を委託された学校給食用の宮城県産ひとめぼれ1等米を一般消費者用に流用し、学校給食には等級検査を受けていない米等を出荷していたことに関する通報があった。この情報を受けた東北農政局、宮城県の担当部局である農林水産部と環境生活部、加えて仙台市消費生活センターは、それぞれ米トレーサビリティ法などに基づき立入検査を実施した。現時点では、不正が行われていたことの明らかな事実関係は得ていないと聞いている。同じく情報を入手した県教育委員会は、学校給食会に情報を伝え、学校給食会は、10月にケンベイが精米した米について、DNA検査を実施したところ、3施設のうち1施設から、一部に異なる品種の米が混入していることが判明した。県教育委員会は、顧問弁護士や学校給食会と十分に協議を重ねてきたが、学校給食会は、立入検査等を受けている状況の中で、ケンベイとの契約の解除について協議し、ケンベイから辞退の申し出があったことから11月21日に契約を解除した。

「4 今後の対応」についてであるが、現在、ケンベイへの調査を実施している関係機関に対して、学

校給食会を通じて必要な情報提供を行う等、真相解明に積極的に協力してまいる。また、不正の防止等については、抜取り検査や立入検査等の不正防止対策について、学校給食会に指導・助言を実施していきたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

- |          |   |
|----------|---|
| 委 員 長    | 11月からケンベイミヤギでは精米していないと思うが、現在は、どこの業者が精米しているのか。   |
| スポーツ健康課長 | ケンベイ宮城以外に精米業者が4者ほどあることから、そちらに精米業務を変更している。   |
| 委 員 長    | 精米業者に対する定期的な立入調査等について、学校給食会では実施していなかったのか。   |
| スポーツ健康課長 | 学校給食会では、第三者検定機関に検査等を委託しているが、その検査内容は、品位検査(米の格付, 等級), 鮮度検査, 質量検査, 数量検査等を実施しており, 購入した米の流通状況は検査項目外であるため分からない状態であった。一般論としては, 性善説に基づく取引や流通が前提となっているため, そこに悪意が入ると, 今回のような結果となる。検査体制を強化する等, 今後の防止対策を図っていく必要があると考えている。 |
| 佐 竹 委 員  | 混入されていた未検査米について, どのような米であるか追求できるのか。   |
| スポーツ健康課長 | 法律に基づいて検査した米が検査米であるが, 例えば, 農家の方が自家で消費するために保管していた米等が未検査米となる。その米をケンベイミヤギが購入の上, 混入したものと考えられる。  |
| 佐 竹 委 員  | 子ども達は給食に出されたご飯を食べている。一番心配なのは, 混入された未検査米について, 放射能含有の検査が実施されているか, 未検査米がそのような米であったか, 食の安全を確保する視点から追求して結果を出すことができるのかとの趣旨である。  |
| スポーツ健康課長 | 農産物検査法第3条に規定されている格付が米の等級となり, 一般市場に流通させる場合は検査を実施した上で, 等級の格付けがなされる。それ以外の自家用等として消費されている米が, その検査を受けずに市場に出回り, 今回混入されたものと考えられている。   |
| 委 員 長    | その検査は, 等級検査に限定されたものではないか。それ以外の内容は検査されていないものと思われる。放射能の問題は, 福島でも問題となっているが, 基本的には同様の体制により管理されていることから, そのような視点での追求は難しいのではないか。   |
| スポーツ健康課長 | 委員長御指摘のとおり等級に限定された検査となっている。DNA検査により, ササニシキやヒトメボレ等の米の品種は識別できるが, 産地までは特定できないとのことである。  |
| 青 木 委 員  | 学校給食会は, 第三セクターのような組織であるのか。また, 教育委員会と学校給食会は, どのような関係があるのか。   |
| スポーツ健康課長 | 学校給食会は, 昭和23年に県の学校給食事業として設立し, 元々は教育庁の執務室内に団体の事務局があり, その理事長には教育長が就任していた。その後, 財団法人として独立したものであることから, 学校給食との関わりは密接である。現在の学校給食会は, 民法法人であることから, スポーツ健康課が指導監督的な立場を担い, 指導・助言を行っている。                                   |
| 青 木 委 員  | 県の資本提供はどうなっているか。  |
| スポーツ健康課長 | 当該法人に対しての県の出資金, 出捐金等はない。  |
| 青 木 委 員  | 完全な民間企業との位置づけで良いか。  |
| スポーツ健康課長 | 民間企業との表現に対しては違和感があるが, 独立して契約行為等を行えるものであ   |

青木委員	り、団体の意志決定等に係る県の関与はない。
青木委員	民間法人となると思うが、精米業務を完全に独占していないか。この学校給食会に競争原理が働かないと、検査の体制や本来行うべき業務に対する認識が甘くなっていたのではないかと推測してしまう。県教育委員会が当該法人に対し、指導・助言することも不明な部分があったため質問したものである。
スポーツ健康課長	学校給食会は、米飯給食とパン給食等の受注を受け、各給食センター、各市町村の教育委員会、各学校と直接的に契約を締結しており、学校給食を低廉な価格で安定的に供給する場合、材料の調達から供給までを一元的に管理・供給した方が安定性があり、価格変動の大きい材料等について、全県下分を一括して契約する等、安定した学校給食の供給に資しており、公益的な役割を担っている組織である。
青木委員	存在価値は分かるが、組織自体がどのようになっているのか、県の外郭団体として、その役員等に県職員の退職者が就任している等、管理体制や検査体制が甘くなっているのではないか。
スポーツ健康課長	学校給食会は財団法人であり、民間会社の資本金と同様に資金を積み立て、その資産から得た果実を原資として公益的な事業を展開しているものである。また、理事長には学校の先生を退職された方が就いている。
教育長	学校給食会については、従来は民法第34条に基づく公益法人であったが、近年の公益法人制度改革により、平成25年までに法人組織の位置付けを決定することが必要であり、現在は過渡期の状態で、特例民法法人となっている。今の法律の経過措置が切れる平成25年12月までには、一般法人か公益法人等を選択することとなるが、学校給食会では、公益法人へ移行する手続きを進めているところである。その場合、当該法人の公益性を確保するため、監督官庁による指導等が必要となり、本県では教育委員会が指導監督することとなる。 なお、理事長は県立高校の校長経験者であり、委員が懸念されている面もあるかもしれないが、監督官庁と公益法人の関係があることから、必要な指導監督はしっかりと取り組むべきものと認識している。

## 1.2 資料（配付のみ）

- (1) 平成24年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (2) 宮城県美術館特別展「クレーとカンディンスキーの時代」について
- (3) 平成25年度宮城県・仙台市公立学校教員募集案内について
- (4) 教育・福祉複合施設の愛称募集について

## 1.3 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成24年1月17日（火）午後1時30分から開会する。

## 1.4 閉会 午後5時10分

平成24年1月17日

署名委員

署名委員